

議員案第13号

学術会議法案の撤回を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和7年6月5日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

た ゆ 久 貴

学術会議法案の撤回を求める意見書

「日本の学術の終わりの始まりになりかねない」との日本学術会議歴代会長6氏の声明をはじめ、学術会議法人化法案に対して、撤回を求める声が広く学術界から上がっている。

「法人化」によって学術会議の独立性が損なわれ、政府の意向に沿う組織に変質することは明らかであり、学術への政治介入を制度化する法案の成立は許されない。

内閣府の説明では、現行の日本学術会議法を廃止し、「法人化」のための新しい法律を制定するとしている。現行法の「科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献する」（前文）という設立の原点に関わる部分を、専ら「我が国の発展に貢献することを目的」と変更された。戦前の日本が学術を政治に従属させ、学術が戦争遂行に加担したことへの痛苦の反省の上に「学問の自由」を保障する憲法に立脚し、科学者の総意の下、平和的復興への貢献を使命とした戦後の出発点を消し去ることは許されることではない。

新組織は特殊法人として主務大臣（首相）の監督の下に置かれ、その目的を達成する仕組みとして、①首相任命の監事を置き学術会議の業務を監査、②内閣府に置く評価委員会が学術会議の活動に意見を述べる、③外部者でつくる会員選定助言委員会の意見を聴いて会員候補を選定する、としている。学術会議が幾重にも政府の管理下に置かれ、政府の意向に沿って活動する組織になりかねない内容である。

「科学者の代表機関」として「独立して職務を行う」（学術会議法）という現行制度の根幹を掘り崩すものである。歴代会長6氏の声明は、「国内外において、日本学術会議のアカデミーとしての地位の失墜及び日本政府の見識への失望を招く」と厳しく批判している。

また、内閣府担当相が5月9日の法案質疑で「特定のイデオロギーや党派的主張を繰り返す会員は解任できる」などと答弁したことは、「学問の自由」「思想信条の自由」へのあからさまな侵害と言わざるを得ない。

さらに、特殊法人化によって現行の国庫負担は無くなり、国からの補助金は「行政改革」による効率化の対象となる。「財政基盤の多様化」の名で、学術会議自らが国や産業界などから資金を集めなければならなくなってしまう。

その結果、学術会議の発する助言は政府の意向や産業界の利益に沿うものにならざるを得ず、「科学者の代表機関」の役割は失われてしまうことが明らかである。

よって、小金井市議会は、政府に対し、学術会議法案の撤回を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

小金井市議会議長 斎藤 康夫

内閣総理大臣 様
内閣官房長官 様
法務大臣 様
文部科学大臣 様